

# 1 薬剤師資格について

薬剤師法第1条に「薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。」と規定されています。

また、社団法人日本薬剤師会の制定した薬剤師綱領（昭和48年10月制定）に次の通り記載されています。

- ・薬剤師は国から付託された資格に基づき、医薬品の製造・調剤・供給において、その固有の任務を遂行することにより、医療水準の向上に資することを本領とする。
- ・薬剤師は広く薬事衛生をつかさどる専門職としてその職能を発揮し、国民の健康増進に寄与する社会的責任を担う。
- ・薬剤師はその業務が人の生命健康にかかわることに深く思いを致し、絶えず薬学・医学の成果を吸収して、人類の福祉に貢献するよう努める。

## 〔1〕 薬剤師国家試験受験資格について

薬剤師法（昭和35年法律第146号第12条の規定）において、「学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において、薬学の正規の課程を修めて卒業した者。」と定められています。本学の所定の単位を修得し、卒業（3月31日までに卒業見込みを含む。）することにより、受験資格を得ることができます。

## 〔2〕 薬剤師国家試験について

薬剤師国家試験は、毎年3月に2日間の日程で実施されています。第94回薬剤師国家試験は、2009年3月7日（土）と8日（日）の2日間、北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、徳島県及び福岡県で実施されました。

薬剤師国家試験（2012年）については、2011年にならないと詳細は分かりません。受験する1年前になれば明らかになるので、その時点の履修要覧にてお示しします。

## 〔3〕 薬学部を卒業すると得られる資格について

卒業と同時に得られる資格は、前述の薬剤師国家試験受験資格です。その他、4年制課程の資格が引き継がれると思いますので、従来の資格について記載します。薬剤師国家試験に合格し薬剤師の免許を有すれば、申請・届出・任命（講習）により、次の資格等が与えられていました。

麻薬管理者  
毒物劇物取扱責任者  
食品衛生管理者  
向精神薬取扱責任者  
環境衛生管理技術者  
水道技術管理者  
衛生管理者

## 2 中高免教職課程について

### 〔1〕教職課程とは？

中学校・高等学校の教員になるためには、それぞれの教育職員免許状が必要であり、その取得のためには、教育職員免許法及び同法施行規則等に定められた課程を履修し、所定の単位を修得しなければなりません。

本学では、教育職員養成課程として、教員を希望する者のために教職課程を設けています。ただし、真に教員を志す者は、常に学職を錬磨し、人格の陶冶、正しい判断力の育成を心がける必要があるため、堅い決意をもって臨んでください。したがって、単に資格だけ欲しいという者や、免許状を持っていればいつか役に立つだろうというような安易な気持ちで教育職員免許状の取得を考えている者は、本来の意義から言って教職課程を履修すべきではありません。

本学の中高免教職課程を履修することにより授与される免許状の種類等は、次の通りです。

学 部	学 科	免許状の種類	免許教科
文学部	日本語日本文化学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	国 語 国 語 書 道
	英語英米文化学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	英 語 英 語
	外国語コミュニケーション学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	英 語 英 語
生活環境学部	生活環境情報学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	家 庭 家 庭 情 報
	環境デザイン学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	家 庭 家 庭
	食環境栄養学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	家 庭 家 庭
現代文化学部	国際社会学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社 会 地 理 歴 史
	情報文化学科	高等学校教諭一種免許状	公 民 情 報
	福祉社会学科	高等学校教諭一種免許状	福 祉
人間科学部	現代子ども学科	中学校教諭一種免許状	英 語
	心理学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社 会 公 民
	芸術・芸術療法学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	音 楽 音 楽 美 術 美 術
薬学部	薬学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理 科 理 科

### 〔2〕教職課程の履修に必要な単位

教育職員免許状を取得するためには、基礎資格として学士の資格を有することが必要です。つまり、所定の単位を修得して本学を卒業することが前提となります。

その上で、教職課程の履修には教育職員免許法施行規則に定める、次の4種類の科目の修得が必要です。最低修得単位数は教育職員免許法施行規則に定められた最低修得単位数であり、本学で修得しなければならない単位数については後掲の表を参照してください。

免許法施行規則に定める科目区分	最低修得単位数	
	中一種	高一種
①教科に関する科目	2 0	2 0
②教職に関する科目	3 1	2 3
③教科又は教職に関する科目	8	1 6
④教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	8	8
合 計	6 7	6 7

# 1) 教科に関する科目

## 薬学科

中一種免「理科」

高一種免「理科」

2006年度以降の入学生に適用

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目開講学及び単位数	
科目	単位数	必修科目	選択科目
物理学	20	薬品物理化学(1) 2年 1	
		薬品物理化学(2) 2年 1	
		機器分析学 4年 1	
		基礎物理学 5年 1	
物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)		物理化学系実習 3年 1	
化学		基礎化学(1) 1年 1	
		基礎化学(2) 1年 1	
		有機化学(1) 1年 1	
		有機化学(2) 2年 1	
		有機化学(3) 2年 1	
		有機化学(4) 3年 1	
		医薬品化学(1) 3年 1	
		医薬品化学(2) 4年 1	
		衛生化学(1) 2年 1	
	衛生化学(2) 3年 1		
	衛生化学(3) 3年 1		
化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	化学系実習(1) 2年 1		
	化学系実習(2) 2年 1		
	衛生化学系実習 3年 1		
生物学	機能形態学(2) 1年 1		
	機能形態学(3) 2年 1		
	基礎生物学 1年 1		
	生化学(1) 2年 1		
	生化学(2) 2年 1		
	分子生物学 3年 1		
	微生物学 3年 1		
	免疫学 3年 1		
生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	生物系実習(1) 2年 1		
	生物系実習(2) 2年 1		
地学	地学 5年 1		
地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	地学実習 5年 1		

## 2) 教職に関する科目

2009年度以降の入学生に適用

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目	開講基準年次及び単位数						履修方法	
科目	左項の各科目に含めることが必要な事項	単位数		1年	2年	3年	4年	5年	6年		
教職の意義等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職の意義及び教員の役割</li> <li>教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）</li> <li>進路選択に資する各種の機会の提供等</li> </ul>	2	教職入門			2				必修	
教育の基礎理論に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想</li> </ul>	6	学校と教育の歴史			2				必修	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）</li> </ul>		発達と学習			2				必修	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育に関する社会的、制度的又は経営的事項</li> </ul>		教育制度の研究 障害者教育理論		2						必修 選択
教育課程及び指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育課程の意義及び編成の方法</li> </ul>	中12 高6	教育課程論			2				必修	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>各教科の指導法</li> </ul>		理科教育の研究A				4			必修	
			理科教育の研究B				2				選択必修
			理科教育の研究C				2				選択必修
	<ul style="list-style-type: none"> <li>道徳の指導法</li> </ul>		道徳教育の研究			2					※2
	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別活動の指導法</li> </ul>		特別活動の指導法			2					必修
	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）</li> </ul>		教育方法の研究		2						必修
情報教育論			2							選択	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導の理論及び方法</li> <li>進路指導の理論及び方法</li> </ul>	4	生徒指導の理論と方法			2				必修	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法</li> </ul>		教育相談			2				必修	
			カウンセリング入門			2					選択
総合演習		2	教職総合演習			2				必修	
教育実習		中5 高3	教育実習A 教育実習B 教育実習C					3	3 5	選択必修 ※3	

備考1：※1は、取得希望する免許教科の「××科教育の研究」を履修方法に従い、中一種においては6単位、高一種においては4単位を必修。他の免許教科の「××科教育の研究」を「教職に関する科目」として使用することはできない。

2：※2は、中一種においては必修、高一種においては選択。

3：※3は、後掲の〔3〕を参照してください。

### 3) 教科又は教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等	単位数	左記に対応する開設授業科目	開講基準年次及び単位数						履修方法
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	
教科又は教職に関する科目	高16 中8	比較教育論 道徳教育の研究		2					選択 ※1

**備考 1**：教育職員免許法施行規則で定められた、免許状取得に必要な最低修得単位数を超えて修得した「教職に関する科目」と「教科に関する科目」の単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位として使用することができる。ただし、他の免許教科のために設けられている「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位に使用することはできない。

**2**：※1は、高一種においては、自由選択。中一種においては、「教科又は教職に関する科目」として使用することはできない。

### 4) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

2006年度以降の入学生に適用

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目	開講基準年次及び単位数						履修方法
科目	左項の各科目に含めることが必要な事項	単位数		1年	2年	3年	4年	5年	6年	
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	・日本国憲法	2	日本国憲法	2						必修
	・体育	2	スポーツ・アンド・エクササイズA	1						2単位 選択必修
			スポーツ・アンド・エクササイズB	1						
			スポーツ・アンド・エクササイズC	1						
			スポーツ・アンド・エクササイズD	1						
			スポーツ・アンド・エクササイズE	1						
			スポーツ・アンド・エクササイズF	1						
			スポーツ・アンド・エクササイズG	1						
	・外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションA(1) 英語コミュニケーションA(2)	1 1						必修
	・情報機器の操作	2	コンピュータ操作技法A			2				2単位 選択必修
コンピュータ操作技法B					2					
IT活用A					2					
IT活用B					2					
IT活用C					2					
IT活用D					2					
IT活用E					2					
IT活用F			2							
IT活用G			2							

### 〔3〕教育実習

教職に関する科目の一つである教育実習は、学校現場における教育の体験を通じて、教育についての深い理解と強い熱意をつちかい、真によき教育者としての素地をつくることを目的として行われます。実習生は、実際に教壇に立つとともに、生徒へのさまざまな指導、学級の経営と管理、校務などの実習を行います。

教育実習に関しては、次の点に注意してください。

- (1) 中学校免許取得のためには、「教育実習C」5単位（実習は原則として3週間4単位と事前・事後指導1単位）の履修が必要です。高等学校免許取得のためには、「教育実習B」3単位（実習2週間2単位と事前・事後指導1単位）または「教育実習C」のいずれかの履修が必要です。
- (2) 実習先は、原則として中学校または高等学校、あるいはその両方です。いずれの場合も、本学で取得できる中学校・高等学校のすべての免許に有効です。
- (3) 複数の教科の免許を取得しようとする場合にも、実習はいずれかの教科で1回行えば十分です。
- (4) 教育実習は、実習校の協力を得て行われるものです。実習生は、実習校に迷惑をかけることのないよう、しっかりした決意と十分な配慮をもって取り組まなくてはなりません。
- (5) 教育実習に先立って、教育実習履修申込みオリエンテーションを行います。このオリエンテーションで教育実習についての認識を深め、慎重に検討した上で教育実習を希望する者は、所定の期間内に必要な書類を添えて履修支援センターに申し込んでください。
- (6) 教育実習期間の前後に数回の事前指導・事後指導を行います。また、教員実習後には、所定のレポートを提出しなければなりません。教育実習の履修には、事前指導・事後指導への出席とレポートの提出も含まれます。
- (7) 教育実習は教員を志す者にのみ認められます。教育実習を希望する者は、教員採用試験（愛知県・名古屋市など）を受験することを原則とします（中学校・高等学校が実施する事前指導で、教員採用試験を受けない学生は実習をとりやめるように言われたケースがあります）。また、教育実習や教員採用試験の時期は企業などへの就職活動の時期と重なりますが、企業などへの就職活動についての配慮はいっさい認められませんので、注意してください。
- (8) 教育実習の際に必要な知識を習得しておくために、教育実習の履修以前に、教育実習を除く「教職に関する科目」の必修科目をすべて履修していなければなりません。又、取得希望する免許教科の「××科教育の研究」を、中一種においては6単位、高一種においては4単位を履修していなければなりません。

### 〔4〕「介護等体験」について

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」により、中学校教諭の免許状を取得しようとする場合に、特別支援学校および社会福祉施設等で7日間以上にわたる「介護等体験」を行うことが必要です。大学が斡旋する施設等に行って所定の活動を行う必要があります。薬学部は、5年次に実施します。説明会等を4年次から行いますので、掲示に注意してください。ただし、すでに介護等体験にあたる資格を有している者は、体験をする必要がない場合がありますので、履修支援センターで相談してください。

なお、5年次の夏休みを中心とした時期に介護等体験の予定が入りますので、この時期には海外語学研修等に参加することはできません。また、その他のいかなる予定も介護等体験の日程が決まってから計画するようにしてください。

※体験費用は2年次後期に2,000円、3年次前期に10,000円を学納金口座から引落としとなります。



## 〔5〕教職課程関係の連絡とスケジュール

教職課程の履修に関しては、教育実習、介護等体験、教員免許状の申請、各種オリエンテーションなど、さまざまな手続きが必要です。これらについての連絡はすべて掲示板の教職関係コーナーで行いますので、教職課程の履修を希望する者はつねに掲示板に注意するようにしてください。なお、教職課程に関する質問や相談は、本部棟3階の履修支援センターで受け付けます。

教職課程に関して、6年間の主なスケジュールは次の通りです。

1年次	4月 12月	教職課程ガイダンス（学部別新入生オリエンテーション内） 教員採用試験オリエンテーション（1～5年共通）：全学
2年次	12月	教員採用試験オリエンテーション（1～5年共通）：全学
3年次	12月	教員採用試験オリエンテーション（1～5年共通）：全学
4年次	10月 12月	介護等体験申込みオリエンテーション（中学校免許状取得希望者）：全学 教員採用試験オリエンテーション（1～5年共通）：全学
5年次	4月 5月～6月 7月 8月～12月 10月 12月	教育実習履修（6年次）申込みオリエンテーション及び介護等体験（5年次）日程調整：全学 教育実習希望校への内諾依頼 介護等体験事前指導：学部別 介護等体験 第1回教育実習事前指導：全学 教員採用試験オリエンテーション（1～5年共通）：全学
6年次	4月～5月 5月中旬 5月～6月 7月上旬 7月中旬 8月 10月 12月 3月（卒業式当日）	第2回～第6回教育実習事前指導：学部別 名古屋市教育委員会採用試験説明会 教育実習B（2週間）、教育実習C（原則として3週間） *一部の学校では9月～10月になります 教育実習事後指導：学部別 教員採用試験・一次試験（愛知県・名古屋市） 教員採用試験・二次試験（愛知県・名古屋市） 教員免許状申請申込み 教員免許状申請書類記入 免許状交付

### <教員採用試験模擬試験>

本学では、中高免教職課程において教育実習を行う者は、教員採用試験を受験することを原則とします。これは教育委員会から、教育実習の受け入れ条件として教員になる希望を持って、採用試験を受験することが条件として示されているためです。この条件は、教育現場において授業を担当する以上、しっかりとした専門的な知識技能と教職への希望を持って子どもへの指導にあたって欲しいという教育現場からの声を反映させたものであると本学では理解しています。そのため、2009年度入学生から、2年次、3年次に、キャリア・アップ講座に設けられている年3回の模擬試験を受験することを義務づけています。教員採用試験は、試験範囲が広く、長期的な展望を持って準備しないと、合格は容易ではありません。長期的な学習計画を立て、模擬試験をペースメーカーとして、教育実習と採用試験に備えてください。なお、模擬試験の受験料は、2年次、3年次の課程履修費に含まれます。

注1) 2008年度以前の入学生も模擬試験を受験することを推奨します。詳しくはキャリア・アップ講座の窓口にお問い合わせください。

### <教員採用試験>

公立中学校・高等学校の教員採用試験は、毎年夏に行われます。上記のように、本学では、教育採用試験の受験を教育実習にいくことの条件にしています。また、多くの教育委員会で、教育実習の期間前や期間中に教員採用試験受験申し込み締め切りを設定しているため、教育

実習前に教員採用試験の受験申し込みを済ませてください。なお、私学の教員採用については、応募や試験の形態が様々であるため、私学教員を志す場合は、各自で情報収集をするとともに、各学部・各学科担当の教職課程委員の教員に相談をしてください。

#### <教員免許状の申請>

教員免許状の申請は、大学が一括して愛知県教育委員会に対して行います。6年次の10月上旬に申請手続きを履修支援センター窓口で行います。なお申請にあたっては、手数料が別途必要です。期限内に手続きをしない場合は、一括申請から除外されますので、行事予定や掲示板を十分に注意し、指示に従ってください。

## 〔6〕課程履修費について

本課程を履修するには学納金とは別に課程費が必要です。課程費は、13,500円（2年次前期）、16,000円（3年次前期）、17,000円（4年次前期）の計46,500円です。徴収方法は学納金の口座からの引き落としとなります。引き落としに際しては事前にご案内します。